

年金定期預金「寿」

2025年4月1日現在

商品名 (愛称)	年金定期預金「寿」
販売対象	<ul style="list-style-type: none">・当金庫に公的年金および企業年金の受給口座をお持ちの個人の方。・当金庫に公的年金および企業年金の受給口座指定をご予約され、6ヵ月以内に年金が振込みされる予定の個人の方。
期間	<ul style="list-style-type: none">・1年の自動継続定期預金(利払式のみ)。・3年の自動継続定期預金(利払式のみ)。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none">・一括預入・一人元本 500万円以内・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・満期日に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none">・固定金利・2025年4月1日から2026年3月31日までの期間1年の金利は預入時の店頭基準金利+プレミアム金利0.05%(税引後0.0398425%)を、期間3年の金利は預入時の店頭基準金利+プレミアム金利0.10%(税引後0.079685%)を上乗せした金利を満期日まで適用します。ただし、金利情勢等により適用期間、適用金利については変更となる場合もあります。・自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利に継続日におけるプレミアム金利を上乗せした金利を適用します。・満期日以降に一括して支払います。・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税金	<ul style="list-style-type: none">・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)※2013年1月1日~2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	—
付加できる 特約事項等	<ul style="list-style-type: none">・マル優の取扱いができます。・一般定期預金からの振替による預入もできます。・「総合口座」のお取扱は出来ません。・預入期間中に預入資格を失った場合、満期日以降は自動継続されません。金利は満期日まで当初の金利が適用されますが、満期日以降は店頭基準金利が適用されます。その場合、満期日に自動継続が停止となりますので、別途お手続きが必要になります。
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none">・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手 方法	<ul style="list-style-type: none">・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務支援部(9時~17時、電話:0120-206-902)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務支援部、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none">・預金保険制度の付保対象預金です。但し、預金保険の対象額は、当金庫全店における(決済性預金を除く)預積金合計1,000万円までとその利息となります。